

令和元年第4回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室

3. 出席委員 (22名)

会長	3番	濱田香	議長職務代理者	9番	田渕緑
委員	1番	家根宗継	委員	13番	岩永正司
〃	2番	川上信温	〃	15番	山口三子
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一郎
〃	5番	小林一淳	〃	17番	加藤修
〃	6番	大西淳隆	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆二	〃	19番	田中和美
〃	8番	山田準憲	〃	21番	福安重修
〃	10番	建部二	〃	22番	砂川重雄
〃	11番	小林勉	〃	23番	福安重彦
〃	12番	猪口実	〃	24番	福安重彦

4. 欠席委員 (2名)

委員	14番	香川恵	委員	20番	村田幸範
----	-----	-----	----	-----	------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：11名)

旧市	山田義光	高草	依藤利一
湖南	木浪哲夫	湖南	上根邦十郎
湖南	森清美	用瀬町	小林照美
気高町	藤本武夫	気高町	下村益雄
気高町	谷中健美	青谷町	大石剛史
青谷町	伊藤茂		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第22号	非農地証明について
議案第23号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第24号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第4回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在22名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、13番 岩永委員、15番 山口委員を指名します。</p>
事務局	<p>では、議事に入ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。整理番号21番につきましては、気高町下坂本地内の畑 755㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は200アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
下村委員	<p>農業委員、譲受人と現地確認しました。現況は畑として利用されております。譲受人の所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
柳田委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号22番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号22番につきましては、服部地内の田 1,066㎡を贈与により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p>

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は69アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

依藤委員 現況は田として利用されております。今回取得する農地は、以前から譲受人が効率的に耕作しており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

家根委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号23番を審議します。事務局の説明を求めま

整理番号23番につきましては、浜坂一丁目地内の田 1,083㎡を売買により所有権移転する

ものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から10km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は100アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田義委員	現況は水田として利用されております。譲受人の所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員は私ですので、報告をします。 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号23番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号24番は取下げとなりましたので、整理番号25番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号25番につきましては、金沢地内の畑 1,332㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は86アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
上根委員	申請地は、畑として利用されています。分家の譲渡人から本家の譲受人に売買するもので、所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号26番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>整理番号26番につきましては、気高町酒津地内の畑4筆 551㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積10アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は19アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷中委員	農業委員と現地確認しました。申請地は、畑として利用されています。所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号27番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>整理番号27番につきましては、用瀬町鷹狩地内の畑 226㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は74アールとなり、要件を満たしております。</p>

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

小林照委員 農業委員、事務局と現地確認しました。現在は休耕となっておりますが、草刈等きちんと管理しており、今後は畑として利用される計画ですので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

安東委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号27番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なし）

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号28番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号28番につきましては、気高町下光元地内の田 1,849㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は268アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

藤本委員 農業委員、譲受人と現地確認しました。現況は田として利用されております。譲受人は専業農家ですので問題なく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p>
事 務 局	<p>では議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号5番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 申請地は、双六原地内の畑1筆、284㎡のうち8.67㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
木浪委員	<p>6月30日に担当農業委員と現地確認しました。内容につきましては、申請者が、高齢のため、自宅の近くにある畑の一部に墓地を移転したいとのことでした。 現地を見ますと、周りは墓がたくさんありますし、畑の一部を墓地に転用するにしても隣接地は申請者所有の畑です。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
福田委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号6番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号6番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 申請地は、河原町曳田地内の畑1筆、125㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
田渕委員	<p>担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員が報告します。6月27日に申請者と担当推進委員と私の3名で現地確認しました。 今ある墓が山の奥で、以前行こうとしたら、木が倒れてチェーンソーがないと通れないことが発生しました。そのため、家の近くに墓地を移転したいのことで、周りは6,7件墓ばかり建っています。チェックシートと照らし合わせても、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p>
事 務 局	<p>では議案第22号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>議案第22号非農地証明について説明します。</p>

	<p>整理番号44番の申請地は、青谷町鳴瀧地内の畑2筆、合計1,837㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>7月4日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地周辺も含め雑草・雑木が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
石谷委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号44番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号45番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号45番の申請地は、浜坂地内の畑1筆、305㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
山田義委員	<p>7月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、倉庫が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
会S長職務代理	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
濱田委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p>
福田収委員	<p>なぜ申請人が鳥取県知事となっているのか。</p>
事務局	<p>土地の所有名義が鳥取県となっているためです。都道府県が転用する場合は農業委員会での許可は不要ですが、土地を取得した後、地目変更を行っていなかったためであると推測されます。</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号45番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号46番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号46番の申請地は、桂見地内の畑1筆、1,983㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
森委員	<p>6月27日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前は梨畑として利用されておりましたが、申請地の現況は、雑木が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>

福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺は宅地化しているため、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号46番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号47番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号47番の申請地は、古海地内の田1筆、588㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
依藤委員	7月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
家根委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号47番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号48番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号48番の申請地は、良田地内の畑2筆、合計215㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
森委員	6月27日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、先代が譲渡するも名義変更がされていないまま、住宅が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号48番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号49番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号49番の申請地は、青谷町長和瀬地内の畑2筆、合計324㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
大石委員	7月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
岩永委員	申請地には誰が居住しているのか。
大石委員	申請地の住宅は空き家となっておりますが、草刈り等の維持管理はされております。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号49番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第23号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第23号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和元年7月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規19件、更新24件、合計43件で、面積は、田106,867㎡、畑26,562㎡、その他14,177㎡、合計147,606㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権30件、使用貸借による権利13件、所有権移転1件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第24号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第24号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田60,874㎡、畑12,914㎡。権利種別の内訳は、賃借権31件、使用貸借による権利5件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

		議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
		報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)
議	長	検討事項に移りたいと思います。それでは事務局説明をお願いします。まずは、令和元年度鳥取市農業施策に関する意見書の作成についてを説明をお願いします。
事	務	局 議案書と一緒に送りました、令和元年6月4日付で「平成30年度鳥取市農業施策に関する意見書について(回答)」を別添のとおり受理しています。 平成30年度の意見書の回答を元にして、また新たに付け加えながら令和元年度の意見書の作成を行っていただきたいと考えています。 本日は頭出しとして、それぞれ意見の方いただけたらと考えています。
議	長	ホッチキスで止めた分が回答書です。まずは農地利用最適化の3本柱の担い手への農地集積・集約化と3つに分かれています。 今日は皆様のご意見をいただき、その後まとめたいと思います。1. 担い手への農地集積・集約化2. 遊休農地の発生防止・解消について3. 新規参入の促進について、後、その他と分けて進めたいと思います。 まずは1. 担い手への農地集積・集約化ですが、なにか意見ございますでしょうか。
田	中	委員 その前に、回答書は文書だけなんだけど、農政企画課の方から来て詳しい説明はないんですか。
議	長	今年はないようです。 「毎年してもらいたい」と呼ぶ者あり。
議	長	局長がよくご存じだと思いますのでお願いします。
局	長	昨年担当していましたが、農業振興課、今年から農政企画課になりましたけれど、経費については1項目ずつ説明させていただきましたが、昨年の意見書の回答については説明をしてないと思っております。 ただ、皆さんの意見の中から、担当課の方から、もう少し説明が欲しいという事であれば、担当課の方で説明をさせていただきたいと思っております。
田	中	委員 農業委員会の定例会には、農政企画課にも出席してほしい。
局	長	農業委員会の定例会は農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの許認可の席だと思います。ですから定例会というよりは、そういう案件があれば担当課の方を呼びたいと思っております。 今回のように農政全般に係るようなことであれば、そういうことをさせていただきたいと思っております。
議	長	皆さんの意見はどうでしょうか。必要な時には来ていただけるようですが、毎回の出席の方どうでしょうか。必要だと思いますか。

「いない、いる」と呼ぶ者あり。

砂川委員

お互い限られた人員でやっています。ですからここに張り付ける必要はないです。要件ができた時でいいのではないですか。それに対応できると思います。今は人件費が高いので最低限の人間で動かしていますので。

小林勉委員

今の（定例会）の議題は、前の1/3になっています。忙しいとかはおかしい。私たちは1回から出席していますが、出ていない方は1/3しか出席していません。

議長

職員さんもそれぞれ業務があると思いますので、この件に関しては必要かどうか検討したいと思いますが、皆さんのご意見はどうでしょうか。

田中委員

回答書を読んで、「ナラシ対策」、「収入保険制度」、皆さん分かりますか。「制度の仕組みやメリット等の周知を図り、ブランド戦略作物」とは鳥取市は何を考えているのでしょうか。「担い手の育成・支援、スマート農業の導入支援」、スマート農業は機械だけではないですよ。どの部分をスマート農業と鳥取市が考えているかわかりません。

議長

分かりにくいかもしれませんが、分かりますよね。

山田委員

先程の議論の中で、この会に農政企画課を呼ぶというのは、なくてもいいだろうという話しでしょうけど。今の田中委員さんが言われたのは、意見書のことの説明に来てほしい。という事。

福田収委員

回答書に言葉を並べてごまかしているせいではないでしょうか。

山田委員

意見書の回答は市長の名前で出してあります。が、実際に回答を作っておられる担当から話してほしい。と要請していただきたい。

議長

分かりました。

大西委員

1. 担い手の農地集積・集約化についての質問に対する回答になっていないと思います。補助金の要望をしているのに、抽象的な回答になっていると思います。

議長

水田フル活用対策、経営所得安定対策のゲタ、ナラシ対策、収入保険制度というのが支援制度と私は理解したんですけども。説明の必要があると皆さんの意見があれば、回答に対して農政企画課に説明を求めたいという事であれば、挙手で決めたいと思います。来て説明を求める方は挙手してください。

議長

多数ですので、調整していただいて機会を設けていただけますか。

局

議長

農政企画の方に来て説明していただくんですけども、30年度の回答を元に意見を聞きたいという格好になっています。次回総会場で来てもらって説明していただくこととなります。

議長

議長

今日は、30年度の意見書の回答を元に、次の意見書に向けての、皆様の意見を聴取したいというところです。説明の方は改めて機会を持っていただくという事で。元に戻りたいと思います。1. 担い手の農地集積・集約化についてほかに意見はありませんか。

発言なし

議長

議長

説明を受けてからにしましょうか。意見があったら持ってきてくださいとお願いしましたけれども。

山田委員	30年の回答がベースになると思います。まずその説明を聞かないと次に進めないと思います。
議長	山田委員が言われたように、この回答書の説明を受けた後に、次の意見書の作成が順序だと思います。今日の意見書についての皆様のご意見を聞くのは終わりにします。
石谷委員	意見書の入れてほしいことがあります。鳥獣害の被害についてですが、捕獲助成金について有害の期間は1万円、猟期は0円となっています。捕獲の頭数を上げるためには助成金を上げていただきたい。猟期も0円から上げていただきたい。
議長	その件については今までも上がっていましたので、ぜひ検討したいと思います。
福安委員	関連です。先程、石谷委員さんが言われましたが、昨年については鳥獣被害に対する交付金は進言しても、立切れになっています。狩猟の方、農地の安定化というトータルバランスで考えたら、燃料代などのランニングコストがかかっている。これは人件費も含めてですが、ランニングコストが上がっているのに捕獲奨励金が遅々として10数年来動かない。他町についてどうかというと八頭町は自治体として県・国と支援の動きをしている。鳥取市の事態も山間部、都市部でもイノシシが増えて困っている。森林パトロール官と話しをしたところ都市部の円護寺・樗谿公園でも増えて困っている。とのことで農業委員会に進言します。と伝えたものですから。
山田義委員	農業委員会と猟友会が一括して出さないことには、何年やっても値段は上がることはありません。猟友会と農業委員会が市長に出してもらおうように一致団結して要望をしたらどうでしょう。私の担当している浜坂でも出るんですが、檻でもしたらどうですかと言ったら、生徒がそれに入ってけがをしたらどうするかと父兄に言われました。と聞きました。電気柵だけで解決することではないと思います。どこかで食べなければならぬので市街地に入って来るのかもしれない。この話しは10年15年の話ではないと思います。
議長	かねての懸案です。時間をもうけさせてもらって話したこともありましたが。回答があれば。
局長	捕獲奨励金はこれまでも何度も要望をもらっております。奨励金が上がったら捕獲に結びつくかどうか、この検証をしなくてはならない。というところまでで。
山田義委員	他の所ですが、3万円になったらシカもイノシシもいなくなったそうですよ。ですから成果は上がると思います。
局長	それはどうかなというのが私の個人的な考えでして、イノシシの捕獲数量は、その年その年で全く違っておりました、去年は年間3千頭の捕獲頭数がありましたけれど。
山田義委員	そのデータを鳥取市だったら何頭、河原町だったら何頭と、それを見せてもらいたいです。トータルで3千頭と言われても一つも変わっていないように思います。
局長	その前の年が2千頭とその年によって若干変動があります。その辺では効果はみにくいのかなと考えています。
議長	それでは、日程を調整して意見書の回答の説明の場を設けたいと思います。よろしくお願いします。
議長職務代理者	長時間ありがとうございます。令和元年度第3回鳥取市農業委員会総会定例会を以上をもちまして閉会といたします。